

(赤字部は改定箇所)

改 定 後 R7.12.2	改 定 前 R7.4.1
表紙	表紙
山梨県 建設コンサルタント業務 総合評価運用ガイドライン(案)	山梨県 建設コンサルタント業務 総合評価運用ガイドライン(案)
2025年12月	2025年4月
山梨県 県土整備部	山梨県 県土整備部

(赤字部は改定箇所)

改 定 後 R7.12.2	改 定 前 R7.4.1
<p>(P 16、18、29、31) ※土木</p> <p>【資料作成に係る留意事項及び添付書類】</p> <p>1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。</p> <p>2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。</p> <p>3) 法人名に変更があり、テクリスの登録変換が未済の場合には、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。</p> <p>4) 法人の吸收・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、吸收・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。</p> <p>5) 法人に分割があった場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。</p> <p>6) 法人の吸收・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。</p> <p>7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し 山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。 (住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)</p>	<p>(P 16、18、29、31) ※土木</p> <p>【資料作成に係る留意事項及び添付書類】</p> <p>1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。</p> <p>2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。</p> <p>3) 法人名に変更があり、テクリスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。</p> <p>4) 法人の吸收・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、吸收・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。</p> <p>5) 法人に分割があった場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。</p> <p>6) 法人の吸收・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。</p> <p>7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。 -直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し -直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し -雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し -有効な「健康保険被保険者証」の写し -「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し 山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。 (住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)</p>

(赤字部は改定箇所)

改 定 後 R7.12.2	改 定 前 R7.4.1
<p>(P 20、33) ※土木</p> <p>【資料作成に係る留意事項及び添付書類】</p> <p>1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができます。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。</p> <p>2) 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者については完成時にテクリスに登録された者に限る。)として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。</p> <p>3) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。</p> <p>4) 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。</p> <p>5) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するものとして、次の書類等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し <ul style="list-style-type: none"> ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し （削る） （削る） （削る） <p>6) 管理技術者と照査技術者は同一の者でないこと。</p> <p>7) 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>8) 落札したにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。</p>	<p>(P 20、33) ※土木</p> <p>【資料作成に係る留意事項及び添付書類】</p> <p>1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができます。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。</p> <p>2) 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者については完成時にテクリスに登録された者に限る。)として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。</p> <p>3) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。</p> <p>4) 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。</p> <p>5) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するものとして、次の書類等を添付すること。</p> <p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し ・有効な「健康保険被保険者証」の写し ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し <p>6) 管理技術者と照査技術者は同一の者でないこと。</p> <p>7) 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>8) 落札したにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。</p>

(赤字部は改定箇所)

改 定 後 R7.12.2	改 定 前 R7.4.1
<p>(P 23、25、35、37) ※建築</p> <p>【資料作成に係る留意事項及び添付書類】</p> <p>1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。</p> <p>2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。</p> <p>3) 法人名に変更があり、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。</p> <p>4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。</p> <p>5) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。</p> <p>6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。</p> <p>7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し <ul style="list-style-type: none"> ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し <p style="margin-left: 2em;">(削る) (削る) (削る)</p> <p>山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。 (住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)</p>	<p>(P 23、25、35、36) ※建築</p> <p>【資料作成に係る留意事項及び添付書類】</p> <p>1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。</p> <p>2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。</p> <p>3) 法人名に変更があり、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。</p> <p>4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。</p> <p>5) 法人に分割があった場合で、テクリス又はパブディスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。</p> <p>6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。</p> <p>7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">(新設) <ul style="list-style-type: none"> ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し ・有効な「健康保険被保険者証」の写し ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し </p> <p>山梨県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。 (住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)</p>

(赤字部は改定箇所)

改 定 後 R7.12.2	改 定 前 R7.4.1
<p>(P 27、38) ※建築</p> <p>【資料作成に係る留意事項及び添付書類】</p> <p>1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。</p> <p>2) 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者については完成時にテクリス又はパブディスに登録された者。)として従事したものを作対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認められる。</p> <p>3) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。</p> <p>4) 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。</p> <p>5) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するものとして、次の書類等を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し <p><u>削る</u> <u>削る</u> <u>削る</u></p> <p>6) 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>7) 落札したにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。</p>	<p>(P 26、39) ※建築</p> <p>【資料作成に係る留意事項及び添付書類】</p> <p>1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。</p> <p>2) 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者については完成時にテクリス又はパブディスに登録された者。)として従事したものを作対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認められる。</p> <p>3) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。</p> <p>4) 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリス又はパブディスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス又はパブディスの番号の記載により、添付資料が省略できる。</p> <p>5) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するものとして、次の書類等を添付すること。</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し ・有効な「健康保険被保険者証」の写し ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し <p>6) 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>7) 落札したにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。</p>

(赤字部は改定箇所)

改 定 後 R7.12.2	改 定 前 R7.4.1
<p>(P 4 1)</p> <p>附則</p> <p>1. 本ガイドラインは令和2年4月1日から適用する。</p> <p>2. 令和2年5月1日 一部改正（コロナによるCPD期間拡大）</p> <p>3. 令和3年4月1日 一部改定（コロナによるCPD期間拡大など）</p> <p>4. 令和4年4月1日 一部改定（発注機関一覧表の改定など）</p> <p>5. 令和5年4月1日 一部改定（建築 技術者資格の評価基準改定など）</p> <p>6. 令和6年4月1日 一部改定（「成績評定点（建築）」の評価対象期間の変更、コロナによるCPDの暫定措置解除など）</p> <p>7. 令和7年4月1日 一部改定（マイナ保険証移行）</p> <p>8. 令和7年12月2日 一部改定（健康保険被保険者証廃止）</p>	<p>(P 4 1)</p> <p>附則</p> <p>1. 本ガイドラインは令和2年4月1日から適用する。</p> <p>2. 令和2年5月1日 一部改正（コロナによるCPD期間拡大）</p> <p>3. 令和3年4月1日 一部改定（コロナによるCPD期間拡大など）</p> <p>4. 令和4年4月1日 一部改定（発注機関一覧表の改定など）</p> <p>5. 令和5年4月1日 一部改定（建築 技術者資格の評価基準改定など）</p> <p>6. 令和6年4月1日 一部改定（「成績評定点（建築）」の評価対象期間の変更、コロナによるCPDの暫定措置解除など）</p> <p>7. 令和7年4月1日 一部改定（マイナ保険証移行）</p>